

株主各位

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地
株式会社インプレスホールディングス
代表取締役社長 兼 CEO 松本大輔

第33期定期株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2025年6月25日開催の当社第33期定期株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

1. 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年7月30日を効力発生日として、当社の普通株式3,306,600株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであり、上記株式併合の効力が生じることを条件として、2025年7月30日に当該変更の効力が発生いたします。

第3号議案 資本金の額の減少の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年7月1日を効力発生日として、資本金の額5,341,021,426円のうち5,241,021,426円を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたしました。

第4号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に、唐島夏生氏、松本大輔氏、塚本由紀氏、二宮宏文氏、白石徹氏、藤倉尚氏の6名が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、白石徹氏、藤倉尚氏は社外取締役であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に、佐々木敬氏が選任され、就任いたしました。

以上

おって、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役につき、下記のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

記

取 締 役 会 長	唐 島 夏 生
代表取締役社長 兼 CEO	松 本 大 輔
取 締 役 C C O	塚 本 由 紀
取 締 役 C S O	二 宮 宏 文
社 外 取 締 役	白 石 徹
社 外 取 締 役	藤 倉 尚

以上

定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

旧	新
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>124,056,000</u> 株とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>32</u> 株とする。
(単元株式数)	(削除)
第6条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とす る。	
(単元未満株主の権利)	(削除)
第7条 当会社の株主は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができな い。	
(1)会社法第189条第2項各号に掲 げる権利	
(2)会社法第166条第1項の規定に よる請求をする権利	
(3)株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て及び募集新株予 約権の割当てを受ける権利	
(基準日)	
第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿に記載又は記録された議決 権を有する株主をもって、その事業 年度に関する定時株主総会において 議決権を行使することができる株主 とする。	(削除)
2 本定款に定めのある場合のほか、必 要がある場合は、取締役会の決議に よって、あらかじめ公告して、一定 の日の最終の株主名簿に記載又は記 録された株主又は登録株式質権者を もって、その権利を行使する能够 である株主又は登録株式質権者とす ることができる。	

旧	新
第 <u>9</u> 条～第 <u>14</u> 条 (条文省略) <u>(電子提供措置等)</u>	第 <u>6</u> 条～第 <u>11</u> 条 (現行どおり)
第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 又は一部について、議決権の基準日 までに書面交付請求した株主に対し て交付する書面に記載しないことが できる。	(削除)
第 <u>16</u> 条～第 <u>47</u> 条 (条文省略)	第 <u>12</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の廃止について

当社は、本定時株主総会において、2025年7月30日をもって当社普通株式3,306,600株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することいたしました。

なお、この株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の廃止に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合により、当社の株主は塚本慶一郎氏（以下、「塚本氏」といいます。）及び有限会社T & C o.（以下、「T & C o.」といい、塚本氏及びT & C o.を総称して「残存株主ら」といいます。）のみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の保有する当社普通株式の数は、1株未満の端数となります。

当該1株未満の端数に相当する数の株式については、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年7月29日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された残存株主ら以外の株主の皆様が保有する当社普通株式の数に210円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

上記の端数株式処分代金のお支払いに関しては、別途ご案内差し上げますので、お待ちいただきますようお願い申し上げます。

2. 主なスケジュール

普通株式の売買最終日	2025年7月25日（金）（予定）
当社普通株式の上場廃止日	2025年7月28日（月）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年7月30日（水）（予定）
端数株式相当分の処分代金のお支払い	2025年10月下旬頃（予定）